

### お困りです課からのお知らせ

#### 「裁判傍聴会」のご案内 ～裁判員制度実施にむけて～

○お困りです課の相談 ☎38-5401

【公正証書相談】  
■内容 遺言書等公正証書の相談 ■日時 6月12日(火)午後1時～4時(受付3時30分まで)

■会場 市民相談室

【行政相談】  
■内容 行政への意見・要望 ■日時 6月20日(水)午後1時～4時(受付3時30分まで)

■会場 お困りです課

【司法書士による法律相談】  
■内容 登記・多重債務整理等の相談 ■日時 毎週金曜日午後1時～4時(受付3時30分まで)

■会場 市民相談室

【弁護士による法律相談】(要予約)  
■内容 借地・借家・金銭貸借など ■日時 毎週木曜日 午後1時～4時 ■会場 市民相談室 ■申し込み その週の月曜日午前9時から電話で上記へ

【家事相談】(要予約)  
■内容 離婚・相続など ■日時 毎週水曜日午後1時～4時 ■会場 市民相談室 ■申し込み その週の月曜日午前9時から電話で上記へ

兵庫県弁護士会では市民のかたがたに裁判制度や弁護士活動を理解していただくために「裁判傍聴会」を開催しています。「希望のかたは兵庫県弁護士会までお申し込みください。」

①弁護士会館で裁判手続き等の事務説明  
②刑事事件の裁判傍聴  
③事件の解説・質疑応答、平成二十一年五月まで導入される裁判員制度の説明

夏休み・春休み裁判傍聴会  
六月(平成二十年二月(一回程度))  
小学校高学年・保護者同伴・中学生・高校生  
七月二十七日(金)・八月八日(水)・十日(金)・平成二十年三月二十六日(水)・二十八日(金)

問い合わせ  
兵庫県弁護士会司法問題対策委員会  
☎078-341-7061

### 「ウィザスあしや」からのお知らせ

問い合わせ 男女共同参画センター ☎38-2023/FAX38-2175  
(〒659-0092 大原町2-6 ラ・モール芦屋2階)  
Eメール josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp

#### 「ゆっくり本を読む 一時保育つき大人の読書タイム」

家事や育児に追われるなか、たまにはゆっくり読書タイムを過ごしませんか。お子さんは保育室でお預かりします。情報コーナーの図書や資料など、読みたい本を手にとって読書の時間をお楽しみください。

■日時 6月25日(月)午前10時～正午 ※毎月第4日曜日 ■会場 ウィザスあしや ■対象 子育て中の親(祖父母も含む)と子ども(2歳から就学前の幼児) ■一時保育 子ども8人(1人につき300円) ■申し込み 電話または窓口で、①住所②氏名③電話番号(ファクス番号)④子どもの名前・生年月日を上記へ。先着順で受け付けます。

#### 男女共同参画センター 所蔵作品展

「よしもとふみお 創作すみ絵」展  
～センター通信『エメラルド』表紙絵～  
■期間 6月1日～28日・平日午前9時～午後5時 ■会場 ウィザスあしや

#### 展示作品募集中 ～あなたの作品展を応援します～

情報コーナーの壁面を利用して作品展発表の場を提供しています。

■展示条件 個展(グループ展は不可) ■展示期間 1カ月 ■費用 搬入・搬出は個人負担 ■作品の種類 絵画、写真、書道、版画、その他壁面に展示可能なもの

#### 女性相談のお知らせ ～専門の相談員が相談に応じます～

【相談予約電話 ☎38-2022】  
■女性の悩み相談<要予約>  
■日時 6月1日・8日・15日・22日・29日(金)午後1時～4時 ■内容 夫婦・家族関係、心の悩みなど

○暴力(DV)に関する相談<要予約>  
■日時 6月6日(水) 午後1時～4時 ■内容 夫や親しい関係にある男性からの暴力(DV)

【相談予約電話 ☎38-2022】  
■女性の悩み相談<要予約>  
■日時 6月1日・8日・15日・22日・29日(金)午後1時～4時 ■内容 夫婦・家族関係、心の悩みなど

○暴力(DV)に関する相談<要予約>  
■日時 6月6日(水) 午後1時～4時 ■内容 夫や親しい関係にある男性からの暴力(DV)

### 住宅耐震改修利子補給制度 が新設されました

■利子補給対象限度額 二百万円  
■利子補給率 2%  
■期間 5年間

県は、住宅の耐震化を促進するため金融機関で融資を受けて耐震改修工事を含む住宅リフォームを実施するかたを対象に利子補給します。

【要件】\*次のすべてに該当のかた  
【対象住宅】昭和五十六年五月以前に建築された住宅であること。  
【対象工事】わが家の耐震化促進事業の工事費補助を受けている。事業の工事費補助の受けた修繕の適正化に関する条例による登録を受けた事業者であること。

#### 問い合わせ

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅計画課  
☎078-362-3611

— 基本理念 —  
だれもが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、全ての人がともに支えあう社会づくりを進めます

— 基本方針 —  
●安全・安心、快適なまちづくりへの多面的な取り組みを進めます  
●心のバリアフリー社会の実現に向けた取り組みを進めます  
●多様な人々に配慮した柔軟な取り組みを進めます  
●段階的・継続的な取り組みを進めます  
●多様な関係者の参画による取り組みを進めます

### バリアフリー化のために実施すべき 特定事業等の概要

阪神芦屋駅およびバス車両等のバリアフリー化事業			
項目	事業内容	事業者	時期
エレベータ(改札内)	駅東改札内から各ホームを結ぶエレベータの設置	阪神電気鉄道	●
改札口階段(改札内外)	車いす使用者に対応した拡幅改札口の設置 2段手すりへの改善 手すりへの点字案内表示	阪神電気鉄道	●
駅東改札外～県道間のアクセス	駅東改札外から、県道奥山精道線間の段差解消施設の整備※	阪神電気鉄道等	○
トイレ	高齢者や障がいのあるかた、乳幼児連れのかたなどに配慮した設備の改善	阪神電気鉄道	●
運行情報提供設備	バリアフリー化された案内表示器に更新※	阪神電気鉄道	○
バス車両	低床車両および上の導入	阪急バス	継続○
バス停	ベンチおよび上屋の設置※	阪急バス	○

#### 道路のバリアフリー化事業

生活関連経路Ⅰの整備事業内容抜粋  
■国道2号・43号【短期・国土交通省】  
・視覚障がい者誘導用ブロックの設置  
・43号芦屋歩道橋の橋脚部における有効幅員の拡幅※  
■県道奥山精道線【短期・兵庫県】  
有効幅員の拡幅、歩道の波打ち・視覚障がい者誘導用ブロック改善  
■市道200号線・210号線・216号線・229号線・338-1号線【短期・芦屋市】  
視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改善、芦屋川沿いの景観に配慮した平坦で滑りにくい舗装仕上げとする※(216号線)、狭い区間での有効幅員の拡幅(216号線)、車両乗入れ部でのすりつけ改善(216号線)、舗装面の凸凹の改善(229号線)

生活関連経路Ⅱの整備事業内容抜粋  
■県道奥山精道線【長期・兵庫県】  
視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改善、有効幅員の拡幅※、踏切部における歩行空間の改善※  
■市道196号線・215号線・312号線・338-1号線【長期・芦屋市】  
視覚障がい者誘導用ブロックの設置、長い坂道区間での休憩施設などの設置※(338-1号線)、舗装面の凸凹の改善(338-1号線)

#### 建築物のバリアフリー化事業

■市の施設【短期・芦屋市】  
市役所、保健センター、福祉会館、老人福祉会館、市民センター本館、ルナ・ホール、体育館、青少年センター、連絡通路(駅～市役所)で、高齢者や障がいのあるかたや乳幼児連れのかたなどに配慮したトイレの改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改善

■芦屋警察署【長期・兵庫県】  
高齢者や障がいのあるかた、乳幼児連れのかたなどに配慮したトイレの改善

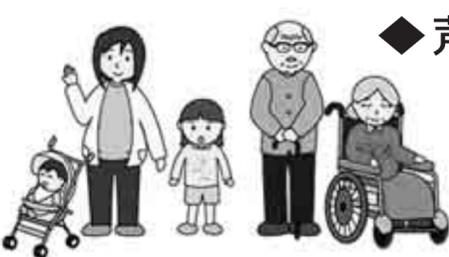
■芦屋健康福祉事務所  
・車いす専用駐車スペースの拡幅【短期・兵庫県】  
・エレベーターの設置【長期・兵庫県】

■芦屋税務署  
・高齢者や障がいのあるかた、乳幼児連れのかたなどに配慮したトイレの改善※【短期・国税庁】  
・敷地内通路の改善※【長期・国税庁】

#### 都市公園のバリアフリー化事業

■芦屋公園／市民公園／大槻公園／業平公園【芦屋市】  
・道路と敷地境界の段差の改善(芦屋公園、市民公園)【短期】  
・高齢者や障がいのあるかた、乳幼児連れのかたなどに配慮したトイレの改善(芦屋公園、市民公園、業平公園)【長期】

◇時期の●は短期(原則、平成22年までに事業を実施)、○は長期(長期的に事業を実施)を示しています。  
◇当面解決が困難な課題などを有し、特に今後、引き続き課題解決に向けての検討が必要とされる事業には※を付けています。



生活関連経路Ⅰ  
道路の移動等円滑化基準に適合した、バリアフリー整備を行う経路をいいます。

生活関連経路Ⅱ  
地形的制約や沿道の市街化状況などにより移動等円滑化基準に全て適合させることが困難な経路。これらの経路については、移動等円滑化基準の中で実施可能なバリアフリー整備を行います。

表一 生活関連経路等の設定

区分	番号	施設名	管理者
生活関連経路Ⅰ	A-1	国道2号	国土交通省
	A-2	国道43号	
	A-3	国道43号(横断歩道)	
	A-4	県道奥山精道線	兵庫県
	A-5	市道216号線	芦屋市
	A-6		
	A-7		
	A-8		
	A-9		
	A-10		
	A-11		
	A-12	市道200号線	連絡通路
	A-13	市道215号線	
生活関連経路Ⅱ	B-1	県道奥山精道線	兵庫県
	B-2	市道338-1号線	芦屋市
	B-3		
	B-4		
	B-5		
	B-6		
	B-7		

\*移動等円滑化基準  
バリアフリー法の施行に伴い、国が定めるバリアフリー化基準。  
高齢者、障がいのあるかたなどが容易かつ安全に移動または利用できるようにするため、車両や施設などの新設または改良時に義務付けられるバリアフリー化措置を規定したものです。

■迷惑自転車・路上違反広告物対策  
駐輪および自転車通行マナーの向上を図るための啓発活動を実施するとともに、放置自転車対策や歩道にはみ出している路上違反広告物対策を実施します。

■多様な地域モビリティの確保  
福祉有償運送の普及をはじめ、総合的な交通サービスの観点から多様な地域のモビリティ(移動性)を確保していく方を検討しています。

福祉有償運送 NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がいのあるかたなど公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービス。  
詳しくは下記へお問い合わせください。  
社会福祉協議会 ☎32-7530 キブ ☎31-1162

## ◆芦屋市交通バリアフリー基本構想◆

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2073 (ホームページ http://www.city.ashiya.hyogo.jp/machidukuri/)

本市では、高齢者や障がいのあるかたなどが、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、阪神芦屋駅・市役所を中心とした地区について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づいて「芦屋市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

「基本構想」では、短期・長期的な事業を含め、高齢者・障がいのあるかたなどが生活上利用する施設やその周辺道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくための「基本的事項」を定めています。特に、阪神芦屋駅のエレベータの設置をはじめとする主要なバリアフリー化事業については、短期(平成22年まで)の実施を目標としています。



### 交通バリアフリー基本構想 ＜阪神芦屋駅・市役所周辺地区＞



#### 重点整備地区等の設定

重点整備地区  
特に優先してバリアフリー化事業を実施する必要性が高い重点整備地区を「阪神芦屋駅・市役所周辺地区」としました。

#### 生活関連施設

生活関連施設  
多くの高齢者、障がいのあるかたなどが生活上利用する施設のうち、バリアフリー化事業の対象となる施設を下表のとおり設定しました。

旅客施設	阪神芦屋駅
官公庁施設	市役所／警察署／税務署／芦屋健康福祉事務所 保健センター／福祉会館
福祉施設	・老人福祉会館 ・市民センター本館、ルナ・ホール／体育館、青少年センター
文化施設	芦屋郵便局
商業業務施設	連絡通路(阪神芦屋駅～市役所)
その他の施設	芦屋公園／市民公園／大槻公園／業平公園
都市公園	

#### 生活関連経路等の設定

生活関連経路Ⅱの設定  
重点整備地区内の生活関連施設間を連絡する主要な移動経路を、今後、バリアフリー化事業を推進する「生活関連経路Ⅰ」「生活関連経路Ⅱ」として設定します。(表一)

#### 生活関連経路Ⅱの設定の 必要性を検討する道路

引き続き道路管理者、公安委員会、芦屋市、地域住民、利用者などと協議

#### ソフト施策の 充実

心のバリアフリーの推進  
施設面でのバリアフリー化と併せて、市民、福祉関係団体、民間事業者および行政の関係者が連携・協力した取り組みを進めます。

市民一人ひとりが、高齢者、障がいのあるかた、子ども連れのかたなどの係りが連携・協力した取り組みを進めます。

#### 管理者・国土交通省

国道四十三号精道交差点芦屋歩道橋(C-1)

#### 市民に対する啓発活動の推進

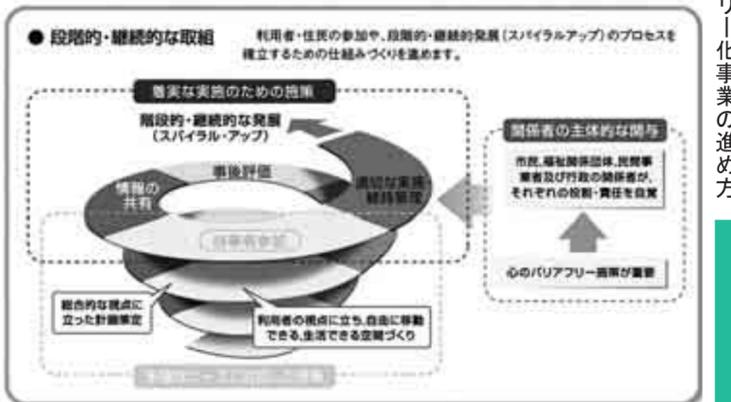
迷惑自転車・路上違反広告物対策  
駐輪および自転車通行マナーの向上を図るための啓発活動を実施するとともに、放置自転車対策や歩道にはみ出している路上違反広告物対策を実施します。

困難を自らの問題として認識し、そのかたがたの社会参加に積極的協力する「心のバリアフリー」社会の実現を目指します。

#### ソフト施策の 充実

この基本構想策定後は、各施設管理者と公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を策定し、事業を実施します。

また、基本構想に位置付けられた事業や施策の評価結果を以降に反映する段階的・継続的な取り組みを進めます。



#### バリアフリー化事業の進め方

テレビ広報番組ガイド

芦屋市広報番組 あしや30分	放送時間(30分)
芦屋市の動き	① 8:00
芦屋市政クラ	② 11:30
トピックス	③ 16:00
国際理解コーナー	④ 19:30
ドラマサーティ	⑤ 22:30
市民の時間	※ビデオテープ貸出可

※6月「J-COMプレビューデー」のための放送中止はありません。  
※番組に関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006 ■CATV全般に関する問い合わせ 機ケーブルネット神戸芦屋(J:COM)カスタマーズセンター ☎0120-13-8160

いきいきシネマサロン フラガール

ダンス教師と少女たちの友情と成長を歌びと癒しのハワイアンミュージックにのせて贈る、日本発本格ダンスムービー。日本アカデミー賞受賞作品。

■日時 6月15日(金)  
①午前10時 ②午後1時  
③午後3時40分

■会場 ルナ・ホール

■料金 中学生以上1,000円(当日のみ)  
\*チラシあるいは掲載広報紙を持参すると100円割引します。

問い合わせ 市民センター ☎31-4995

◆◆◆ 芦屋川カレッジ公開講座 ◆◆◆

南極観測50年 ～父・西堀榮三郎の探険人生  
「石橋を叩いてはわたれない」～

日本発の越冬隊長であり、「雪よ岩よわれらがやどり…」雪山賛歌を作った西堀榮三郎。家族が語る、知られざる探険人生。

■日時 6月6日(水)午後1時15分～2時45分  
■会場 市民センター401室 ■講師 西堀峯夫氏  
■定員 先着60人  
■受講料 300円  
■申し込み 電話かファクスで公民館へ

問い合わせ 公民館 ☎35-0700/FAX31-4998

美術博物館の催し

【芦屋の古文書を読む会 ～「御用留(ごようどめ)」～】<全5回>  
江戸時代に書かれた御用留は、領主や代官から出された命令や通達、村人からの願いごと、近隣の村役人とのやりとりなどを書き止めたものです。古文書を読むのが初めてのかたも、奮ってご参加ください。

■日時 6月20日・7月18日・8月8日・9月19日・10月17日(水)午後2時～3時30分 ■会場 美術博物館講義室 ■定員 30人(申し込み多数の場合は抽選) ■資料代 2,000円(5回分) ■講師 本館学芸員 ■応募方法 往復はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、11日(月)までに下記へ【みんなで歌いましょう】

■日時 6月15日(金)午後1時30分～3時 ■会場 美術博物館 ■参加費 1,000円(歌集のないかたのみ)・観覧料 ■指導 歌・加藤純子氏、ピアノ・沖倫子氏

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432(〒659-0052 伊勢町12-25)

第59回芦屋市展

■会期 6月23日～7月8日<月曜休館>  
午前10時～午後5時(入館は午後4時30分まで) ■会場 美術博物館 ■応募作品 ①平面(洋画、日本画)②立体(パフォーマンス・インスタレーション含む)③写真 ■搬入 6月17日(日)午前10時～正午・午後1時～3時 ■出品料 1部門(2点以内)1,500円 ■規格 ①163×163cm以内②床面200×200cm以内(屋外展示は不可)③額装等を含めて90×90cm以内(組作品は全体) ■賞 市長賞、市議会議長賞、美術博物館奨励賞ほか ■審査員 鷺見康夫、仲村貞夫、持田総章、山崎つる子、今井祝雄、植松登二、樫大介、吉野弘章<敬称略>